

(別紙)

仕様書

1 委託業務の目的

地域福祉活動を担う者又は社会福祉等に係る個別支援若しくは相談支援を担う者がコミュニティソーシャルワークの知識・技術を習得することや更なる知識・技術の向上を支援することにより、地域社会づくりの促進を図ることを目的とする。

2 委託業務の内容

- (1) 研修の企画立案に関すること。
- (2) 研修開催の周知に関すること。
- (3) 研修申込、受付及び受講者の決定に関すること。
- (4) 研修の実施に関すること。
- (5) 修了者の決定及び修了者情報の報告に関すること。

3 研修の規格

種類	定員	対象	内容
基礎研修	150名以上 (複数開催の場合は各回の合計)	地域福祉活動を担う者 (予定者を含む)	基礎的なコミュニティソーシャルワークの知識・技術を習得し、活動の質の向上を図る。
専門研修	80名以上 (複数開催の場合は各回の合計)	社会福祉等に係る個別支援又は相談支援を担う者 (予定者を含む)	実践的なコミュニティソーシャルワークの知識・技術を習得し、支援の質の向上を図る。
フォローアップ研修	20名以上 (複数開催の場合は各回の合計)	専門研修の修了者	コミュニティソーシャルワークの実践例をもとに、更なる知識・技術の向上を図る。

4 支出対象経費

人件費（給料、賃金等）、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等

5 研修の留意事項

- (1) 会場は千葉県内とし、各市町村に居住・勤務する者の参加が容易になるよう、会場の選定に配慮すること。
- (2) 具体的事例を扱う場合は、個人情報、個人の尊厳及びプライバシー等に配慮するとともに差別的及び誤解を招く表現等の後日紛議を招く恐れのある内容は厳に避けること。
- (3) 受託者の判断で、対象者でない者も聴講（修了の対象外）できること。
- (4) 資料代等の実費負担分については、別途徴収が可能であること。
- (5) 修了者の名簿を作成すること。
- (6) 資料等の成果物を各1部提出すること。